

## 愛知県職員再採用（カムバック採用）選考（1月募集）

2026（令和8）年1月30日

### 《求める人材》

本県で培った実務経験を生かし、即戦力として本県を取り巻く様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる人材

《受付期間》 1月30日(金) ~ 4月1日(水)

《選考日》 5月9日(土)又は5月10日(日)

(第1次選考合格者に実施)

### 1 選考区分、採用予定人員及び募集職種

選考区分	採用予定人員	募集職種
幹部級	若干人	
課長級	若干人	
課長補佐級	若干人	事務、ICT、司書、心理、社会福祉、薬剤師、薬学、電気、機械、無機材料、化学、環境工学、農学、畜産、水産、林学、農業土木、土木、建築、造園、獣医師、保健師、精神保健福祉士、児童自立支援専門員、職業訓練指導員、看護師、臨床検査技師、保育士
主査級	若干人	
主任級	若干人	
主事・技師級	若干人	

〔注〕1 一つの選考区分しか申込みできません。また、申込み後の変更はできません。

2 申込み後に申込内容の誤りに気付いた場合は、受付期間内に愛知県人事委員会事務局へ御連絡ください。

### 2 受験資格

#### (1) 年齢

ア 課長級以上の選考区分

1967（昭和42）年4月2日以後に生まれた人（学歴は問いません。）

イ その他の選考区分

1965（昭和40）年4月2日以後に生まれた人（学歴は問いません。）

#### (2) 職務経験

本県（企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会事務局、県立学校、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会を含む。）退職時に、本県の正規職員<sup>※</sup>として1年以上の募集職種の職務経験を有する人

※ 「正規職員」とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指します。臨時的任用職員や任期付職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務でない職員は含みません。

※ 最終合格後、受験資格を満たさないことが判明した場合や申込内容に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

P 6～7 の Q & A を必ず確認してください。

(3) 受験可能な選考区分

本県を退職した時点の職種及び職級で申込みしてください。

なお、職級については、原則、退職時の職級としますが、下位の職級を選択することも可能です。

(4) 資格・免許等

次の募集職種については、下記の資格・免許等が必要です。

募集職種	資格・免許等
司書	図書館法第5条第1項各号のいずれかに該当する司書の資格を有する人
心理	学校教育法による大学（短期大学及び専門職大学の前期課程を含む。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業若しくは修了した人又はこれと同等の資格があると愛知県人事委員会が認める人
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する社会福祉主事の任用資格を有する人
薬剤師 薬学	本県職員在職時において、薬剤師法の規定による薬剤師免許を有する人
獣医師	獣医師法の規定による獣医師免許を有する人
保健師	保健師助産師看護師法の規定による保健師免許を有する人
精神保健 福祉士	精神保健福祉士法の規定による精神保健福祉士資格を有する人
児童自立 支援専門員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条の規定による児童自立支援専門員の資格要件を満たす人
職業訓練 指導員	職業能力開発促進法の規定による職業訓練指導員免許を有する人
看護師	保健師助産師看護師法の規定による看護師免許を有する人
臨床検査 技師	臨床検査技師等に関する法律の規定による臨床検査技師免許を有する人
保育士	児童福祉法の規定による保育士資格を有する人

※ 心理の資格・免許等欄にある「これと同等の資格があると愛知県人事委員会が認める人」には、公認心理師法に規定する公認心理師となる資格を有する人を含みます。

(5) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）

（ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の

（イ）愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

（ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999（平成11）年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

ウ 現に愛知県職員定数条例に規定する職員（任期付職員を除く。）である人

エ 効選を受けて本県を退職した人

オ 2026（令和8）年度国家公務員総合職等行政実務経験者を対象とした愛知県職員採用選考（1月募集）を申し込んだ人

### 3 選考の方法

区分	選考科目	配点	内容
第1次選考	経歴・PR書審査	30点	経歴書及びPR書の内容による審査を行います。
第2次選考	口述考查	70点	主として職務経験及び人物について、個別面接（1回）による考查を行います。

### 4 選考の日程

応募／受付期間	2026（令和8）年1月30日（金）から4月1日（水）まで
第1次選考合格発表日	4月30日（木）頃
第2次選考	5月9日（土）又は5月10日（日）で指定する1日に名古屋市内で行います。
最終合格発表日	5月21日（木）頃
採用	7月以後、随時（選考合格後に条件が整い次第、順次採用します。）

- 〔注〕 1 第1次選考の合格発表は愛知県職員採用情報Webページで、第2次選考の合格発表は愛知県人事局人事課Webページで、発表日の午前9時15分頃から確認できます。  
なお、合否について電話による照会には応じておりません。
- 2 第2次選考の案内は、第1次選考合格発表のとき、愛知県職員採用情報Webページに掲載します。
- 3 最終合格者には最終合格通知書を郵送します（第1次選考合格発表時には、合格通知書を郵送しません）。

### 5 給与

初任給（給料）は、退職時の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。  
また、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。  
なお、61歳に達する年度以後、給料及び諸手当の一部は、7割水準となります。

## 6 受験手続

インターネット（あいち電子申請・届出システム）により申し込んでください。

※郵送・直接持参による申込みは一切受け付けておりません。

	<p>インターネットによる申込みには次のものが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・パソコン又はスマートフォン（携帯電話は不可）</li><li>・受験者本人のメールアドレス ※キャリアメールは使用しないでください。</li></ul> <p>推奨環境や操作方法などは、「よくあるご質問」（<a href="https://graffer.jp/faq/">https://graffer.jp/faq/</a>）に掲載されていますので、事前によく確認した上で申し込んでください。</p>
申込方法	<p>申請画面アクセス</p> <p>①受付期間中、愛知県職員採用情報 Web ページ (<a href="https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/">https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/</a>) の「新着情報」に掲載するリンクから申請画面にアクセス</p> <p>②「Grafferアカウントを使用したログイン」又は「メールアドレス認証」のいずれかの方法を選択※して、申請画面にアクセス</p> <p>※いずれの場合も「@mail.graffer.jp」及び「@pref.aichi.lg.jp」からのメールが受信できるよう、事前に設定してください。</p> <p>なお、「Grafferアカウントを使用したログイン」の場合は、一時保存や申請履歴の確認などの機能が使用できて便利です。</p>
	<p>↓</p>
申込方法	<p>申請情報入力・送信</p> <p>申請画面から申込みに必要な情報を入力し、データを送信 (入力した経歴書及びPR書を添付)</p> <p>※経歴書及びPR書のファイル形式は、PDF等に変換しないでください。</p> <p>※入力内容に誤りがないかよく確認してから送信してください。</p> <p>申込データ送信後、入力内容の誤りに気付いた場合、その申込みを取下げてから、改めて申し込んでください（「よくあるご質問」-「申請した内容を修正したい」（<a href="https://graffer.jp/faq/0tcq0h">https://graffer.jp/faq/0tcq0h</a>）を参照）。</p> <p>ただし、経歴書及びPR書の追加、内容変更、差替えはできません。</p> <p>※申込内容の確認の過程で、当方から経歴書等の補正を指示することがあります。</p>
	<p>↓</p>
受付期間	<p>申請到達メール受信</p> <p>申請到達メールを受信 (申込データ送信後、すぐにメールが届きます。)</p>
	<p>↓</p>
受付期間	<p>受験番号通知メール受信</p> <p>受験番号通知メールを受信 (経歴書等の補正がない場合、申請到達メール受信後、概ね1週間以内にメールが届きます。)</p>
受付期間	<p><b>2026（令和8）年1月30日(金)から4月1日(水)まで</b></p> <p>申込内容等に不備がある場合は、差し戻しすることがあります。また、システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、早めに申し込んでください。受付期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。</p>

## 7 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

- (1) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に配置されます。
- ア 公権力の行使に該当する事務
- (ア) 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許可、認可、免許、承認、認定、決定又は登録に関する事務〔学校法人の設立認可、農地転用の許可、建物の建築確認等〕
- (イ) 法令に基づく命令、取消し、制限、停止、報告の徴収、立入検査又は取締りに関する事務〔有害広告物撤去命令、農薬販売業者への立入検査等〕
- (ウ) 審査請求その他の不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務
- (エ) 県税の賦課、徴収又は滞納処分に関する事務
- (オ) (ア)から(エ)までのほか、法令に基づき県民等の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為に関する事務
- イ 公の意思の形成への参画に携わる職  
本庁の課長以上の職、地方機関の長など県行政の企画、立案及び決定に参画する職
- (2) 日本国籍を有しない人は、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

## 8 こども性暴力防止法が施行されることに伴う措置

2026（令和8）年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等と接する業務へ従事することとなる人については、各任命権者が特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う必要があります。

特定性犯罪の前科が確認された人については、こども性暴力防止法に基づき、児童等と接する業務に従事させない等の措置を講じますが、当該措置を講じることができない職種の場合は、採用される資格を失うことがあります。

## 9 個人情報の管理について

- (1) 選考のために取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理します。
- (2) 合格者の氏名や連絡先など、選考の実施又は採用手続に必要と認められる情報については、個人情報の保護に十分留意した上で、各任命権者に提供します。

## 10 その他の

- (1) 必要に応じて、受験資格の有無及び申込内容について、証明書等で確認します。  
なお、選考の実施中において、受験資格のないことが判明した場合は、失格となります。
- (2) 申込内容に虚偽又は不正があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- (3) 地震などの自然災害等により、やむを得ず選考日程等を変更することがあります。  
その場合は愛知県職員採用情報Webページ（<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>）に、当日の午前7時までにお知らせします。

## 《参考》愛知県職員再採用（カムバツク採用）選考に関するQ & A

### 【受験資格に関すること】

Q 1. 正規職員として複数の職種を1年以上経験した場合、どの職種でも受験できますか。

A 1. 受験できるのは、本県を退職した時点の職種に限ります。なお、複数回正規職員として採用され、退職している場合は、どちらの退職時の職種でも受験可能です。

Q 2. 薬学の正規職員として勤務（薬剤師免許なし）していたが、薬学の職種でも受験できますか。

A 2. 薬学職については本県職員在職時に薬剤師免許を保有していることが要件となりますので、受験することができません。

Q 3. 職務経験には、産休や育児休業の期間を含めることができますか。

A 3. 職務経験期間中に取得した産休又は育児休業の期間は含めることができます。

Q 4. 愛知県から別の団体（都道府県、市町村、外郭団体、民間企業等）へ退職派遣又は出向していた期間は通算することができますか。

A 4. 退職派遣又は出向していた期間は、本県に在籍したものとして通算することができます。

Q 5. 受験資格のない「現に愛知県職員定数条例に規定する職員である人（任期付職員を除く。）」に該当するのは、どのような人ですか。

A 5. 愛知県の職員、警察職員、警察官、教員※、学校事務職員※、学校栄養職員※である人をいいます。申込日現在これらの職員である方は、他の受験資格を満たしていても受験することはできません。ただし、任期付職員の方については、他の受験資格を満たしていれば、受験することができます。また、申込日現在 愛知県の臨時的任用職員及び非常勤職員である方についても、他の受験資格を満たしていれば受験することができます。

(注) A 5の※印には、愛知県内の市町村立の小・中・特別支援学校等の職員を含みます。ただし、このうち名古屋市立については、2017（平成29）年4月から愛知県職員定数条例に規定する職員ではなくなりましたので、現に当該職員であっても、他の受験資格を満たしていれば受験することができます。

Q 6. 受験資格のない「勧奨を受けて本県を退職した人」に該当するのは、どのような人ですか。

A 6. 人事の刷新と公務能率の維持向上を図るため、その人の非違によることなく勧奨を受けて、申し出により退職した人をいいます。

Q 7. 国家公務員総合職等行政実務経験者を対象とした愛知県職員採用選考と両方受験することはできますか。

A 7. 同時期に募集している当該選考と両方受験することはできません。

国家公務員総合職等行政実務経験者を対象とした愛知県職員採用選考も、本県を退職した人の受験は可能ですが、大学卒業程度以上の採用試験に合格していることや、職務経験年数により選考区分（採用される職級）が異なるなど、応募要件が大きく異なりますので、当該選考の受験案内を御確認の上、どちらか一方で受験してください。

## 【その他】

Q 1. 採用された場合の初任給がいくらになるか教えてもらえますか。

A 1. 初任給額は採用確定後に任命権者において個別に算定されますので、具体的な事例ごとの照会にはお答えできません。

Q 2. 採用の時期が「随時」とありますが、いつ採用されますか。

A 2. 最終合格後、採用希望年月日等について、意向を伺います。その後、条件等のマッチングを行い、所定の手続きを経た上で順次採用となりますので、状況さえ整えば、2027（令和9）年4月1日を待たずに働き始めることができます。

なお、希望に応じて採用日を2027（令和9）年4月1日とすることも可能です。

## 《問合せ先》

### ◎愛知県職員再採用（カムバック採用）選考全般に関する問合せ

→ 愛知県人事局 人事課 任用グループ  
電話 052-954-6030（ダイヤルイン）  
E-Mail [jinjika@pref.aichi.lg.jp](mailto:jinjika@pref.aichi.lg.jp)  
URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinjika/>

### ◎選考の申込み等に関する問合せ

→ 愛知県人事委員会事務局 職員課 総務・任用グループ  
電話 052-954-6822（ダイヤルイン）  
E-Mail [jinji@pref.aichi.lg.jp](mailto:jinji@pref.aichi.lg.jp)  
URL <https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>

